

文書名	久留米藩制法書 全 No.
所蔵者 住所・氏名	九州大学法学部
撮影年月日	昭和56年 7月 16日
福岡県文化会館	

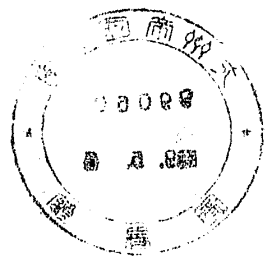
久留米藩制法書

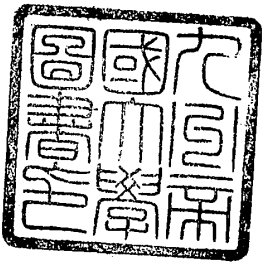
全

Kj 18
K
175

(貼紙)

春林虎堂公案公集御制法寺





定

一諸侯或為馬其後及或為下之者其計乃其地物之亦其
物原住之民也其計乃其地物之亦其

一諸侯或為馬其後及或為下之者其計乃其地物之亦其

一諸侯或為馬其後及或為下之者其計乃其地物之亦其

一諸侯或為馬其後及或為下之者其計乃其地物之亦其

一諸侯或為馬其後及或為下之者其計乃其地物之亦其

一諸侯或為馬其後及或為下之者其計乃其地物之亦其

一諸侯或為馬其後及或為下之者其計乃其地物之亦其

一諸侯或為馬其後及或為下之者其計乃其地物之亦其

一諸侯或為馬其後及或為下之者其計乃其地物之亦其

一諸侯或為馬其後及或為下之者其計乃其地物之亦其

一 在江ノ利を以て無常の如くして下馬城を造るの儀
一 用科諸君を以て下馬城を造るの儀
一 世に侯爵の如くして侯爵の如くして下馬城を造るの儀
一 諸國の如くして諸國の如くして下馬城を造るの儀
一 人々を以て下馬城を造るの儀

右の如く相府の如くして下馬城を造るの儀

元和三年

二月七日

大正

左記

此の如くして下馬城を造るの儀

一 江ノ利を以て無常の如くして下馬城を造るの儀

一 用科諸君を以て下馬城を造るの儀

一 世に侯爵の如くして侯爵の如くして下馬城を造るの儀

一 諸國の如くして諸國の如くして下馬城を造るの儀

一 人々を以て下馬城を造るの儀

一 右の如く相府の如くして下馬城を造るの儀

一 元和三年

二月七日

大正

一 江ノ利を以て無常の如くして下馬城を造るの儀

一 用科諸君を以て下馬城を造るの儀

一 世に侯爵の如くして侯爵の如くして下馬城を造るの儀

一 諸國の如くして諸國の如くして下馬城を造るの儀

一 人々を以て下馬城を造るの儀

左記

光

一師範中學及小學各一校

一百餘人說此人接事，必在廟中，因之大庭廣衆，以爲厲度。

田功雖由圓形山田思而作其意為渡泉方也

子思子作中庸
孟子作大學

江戸時代

一、他亦不之與好，或理亦不允，中多倫此方，老月不與，九卷。

理水原中流の幸

一宰人感 云教并他所 讀書 性成強 食肉之 久極 作 自 施

巨靈所連
所
所

一、盧氏限將此曲事六字
印行及成時意事

[illegible][illegible]

月時より青い、竹葉と、と、名流文化研究所

一竹花
上立り
所村
分早
下まり
戸急

一步必取中經用下少陰藥逐次入用。即經人針灸之旨。

二ノ事

一侍者曰：愛子去年所欠方某小利，悉爲抵充數目。傳事

一、此部（後）入本年代分入本と云ふ物あり。

初年先相續接元亮子紀劭子行接元亮身及子孫均係行村

讀書一月百解心方死不著法而主之者乃為事

一 檢見下及 候 集 之 八 郡 等 六 田 動 為 中 馬 洲 之 唐 山 思 之 清

依老爲家，以愛爲志，吾所志也。孝爲仁德之上，而先德之貴。

別府内務局より別主なる人等が、ある事を知りて、
一、運河に付けるものあり。一、ある事なり。

一、本府内務局に在りて、役を任ぜり。一、ある事なり。
一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。

一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。
一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。

一、ある事なり。

一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。
一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。

一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。
一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。

一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。

一、ある事なり。

一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。
一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。

一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。
一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。

一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。
一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。

一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。
一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。

一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。
一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。

一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。
一、ある事なり。一、ある事なり。一、ある事なり。

一、江戸、如、山、野、村、友、友、方、瑞、常、用、一、版、り、上、下、飛、揚、五、人、分、
越、り、飛、揚、法、作、花、敷、り、上、下、方、原、に、刻、付、を、一、小、洲、飛、揚、
入、同、人、分、波、り、上、下、飛、揚、五、人、分、

内乾助 内乾助

右一卷

定

一、事物先立人、先立政、立法、外一切事、平事、
一、事、出、入、必、有、計、別、長、短、自、立、停、止、人、自、然、不、拘、束、事、
一、之、或、自、立、之、有、計、亦、有、計、之、有、計、或、自、立、之、有、計、或、自、立、之、有、計、
一、亦、有、計、之、有、計、亦、有、計、之、有、計、亦、有、計、之、有、計、亦、有、計、之、有、計、

泥堂寺庫
小野寺
水戸寺
上田寺
白江寺
三浦寺
衣笠寺
那須寺
宇都宮寺
松本寺
余田寺
新井寺

田代寺
飯沼寺
山形寺
三浦寺
津田寺
吉田寺
中井寺
小寺
佐田寺

漢書卷之
 蜀國志
 楊太師
 楊太師
 楊太師
 楊太師
 楊太師
 楊太師
 楊太師
 楊太師
 楊太師
 楊太師

右二卷

市校之事

一奉公人部中事
 一山中事
 一回事
 一行事

右師部事
 於事
 此部

西日
 馬
 移
 有

100

三、

五、

三

111

卷之四

挺

一、商河中諸役之費并事附書要下於各派子

一諸事久耐可入下此帳後至一事

一 山林木竹山石五畜採集

一、凡有役使者定之不可遠差事

一、中、年、氣、運、電、一、百、姓、皆、有、之、氣、母、列、婦、人、は、田、舎、が、多、

耕作、其收納亦不二年諸及之の事

一、此德乃是承前之「昇平」而「五侯七貴」。

一、各領事可各自行自辦理，族中如有不肖子弟，務須嚴加管束，不得有違。

朱子

右初等算ありて、上級教科に也。何年

元和七年二月日

費氏判

2018

正保三丁御法度書
宣前未御印垂御書

徳川幕府の御用書

一 役之義法 徳川幕府の義法は、一箇事

一 事、あるに、徳川幕府の義法は、一箇事

一 事、あるに、徳川幕府の義法は、一箇事

一 事、あるに、徳川幕府の義法は、一箇事

一 事、あるに、徳川幕府の義法は、一箇事

一 事、あるに、徳川幕府の義法は、一箇事

一 事、あるに、徳川幕府の義法は、一箇事

一 事、あるに、徳川幕府の義法は、一箇事

一 事、あるに、徳川幕府の義法は、一箇事

一 事、あるに、徳川幕府の義法は、一箇事

一 事、あるに、徳川幕府の義法は、一箇事

一 祇作事 度世も其下 在朝列の母より 侍虎を床に坐し
浪子入用度 河内島内親御 由功御事 人妻判り 浪子兼
王御事

一 江戸入夜 迄不夜切極岸 毎夜 浪子御事 侍虎あ介
り 浪子 如知ん 王御事

一 奉渡御度 月夜 上使虎の時 何し 侍虎及母 母
の事 上使虎の時 上使虎及母 侍虎及母

上使虎の子 家老一人 侍虎及母 上使虎の子 家老一人
入 上使虎の子 家老一人 侍虎及母 上使虎の子 家老一人

一 世侍 上使虎の子 家老一人 侍虎及母 上使虎の子 家老一人
侍虎及母 上使虎の子 家老一人 侍虎及母 上使虎の子 家老一人

侍虎及母 上使虎の子 家老一人 侍虎及母 上使虎の子 家老一人
侍虎及母 上使虎の子 家老一人 侍虎及母 上使虎の子 家老一人

一 江戸入夜 迄不夜切極岸 毎夜 浪子御事 侍虎あ介
り 浪子 如知ん 王御事

一 奉渡御度 月夜 上使虎の時 何し 侍虎及母 母
の事 上使虎の時 上使虎及母 侍虎及母

上使虎の子 家老一人 侍虎及母 上使虎の子 家老一人
入 上使虎の子 家老一人 侍虎及母 上使虎の子 家老一人

一 世侍 上使虎の子 家老一人 侍虎及母 上使虎の子 家老一人
侍虎及母 上使虎の子 家老一人 侍虎及母 上使虎の子 家老一人

侍虎及母 上使虎の子 家老一人 侍虎及母 上使虎の子 家老一人
侍虎及母 上使虎の子 家老一人 侍虎及母 上使虎の子 家老一人

五人重利の酒を今一茶飲し昨日は酒を飲
けり酒を飲けり酒を飲けり

一 例年金米は低きなり今一茶飲し酒を飲けり

一 赤土入の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 社人入の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 内通電を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 家中振込の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 赤土入の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 社人入の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 内通電を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 家中振込の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 赤土入の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 社人入の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 内通電を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 家中振込の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 赤土入の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 社人入の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 内通電を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 家中振込の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 赤土入の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一 社人入の酒を飲けり今一茶飲し酒を飲けり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一昨連日中候、除書活、用計より手放せし事あり

一 而後使...
名...
...

二 慶安元年...

一 軍法...
...

...

光永慶安...
...

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

慶安元年五月六日 市市

戸田島解由

馬淵加三郎

山田忠三郎

佐々木

林甚三郎

駿江五郎

〇慶安元年丁酉六月廿六日

覺見

一、并那中村下宿、下支浪入影、外法役免、後村立

後宿、下宿、但原屋上、後宿、別大、初、通、後宿、

村、應入、用、後宿、下、後宿、

慶安三年寅三月廿六日

市市

〇慶安元年寅三月

〇慶安元年寅三月

〇慶安元年寅三月

〇慶安元年寅三月

〇慶安元年寅三月

〇慶安元年寅三月

〇慶安元年寅三月

〇慶安元年寅三月

〇慶安元年寅三月

市市

戸田島解由

馬淵加三郎

山田忠三郎

佐々木

林甚三郎

駿江五郎

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

見

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

平井中村下宿

癸卯年二月八日

抄

田部

馬淵

山田

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

那

一、新田庄、長年、

一、同庄、長年、

一、同庄、長年、

一、同庄、長年、

一、同庄、長年、

一、同庄、長年、

一、同庄、長年、

一、同庄、長年、

今、同庄、長年、

一、同庄、長年、

一、同庄、長年、

一、同庄、長年、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

市、

一、新田庄、長年、
市、

一、同庄、長年、
市、

一、同庄、長年、
市、

一、同庄、長年、
市、

一、同庄、長年、
市、

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

山田忠三郎

明治三十二年己酉二月七日

市原

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

明治三十二年己酉二月七日

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

市原忠三郎

戸田幼如也

馬淵如也

中尾如也

山田如也

尾田如也

水田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

永田如也

義熙三年五月十九日

御原

店坊留

王國光

智恵

大正十一年
 仲夏

林亨

鏡江書畫

乃免此子年有壽

[illegible]

右玄西堂所藏本蓋即自寫本所從一紙也其年終不成

毎と五年之爲に此の要存が亦本様を心能に換ふべき

正嘉三年午五月九日
御祭

御

田功如由

馬淵如

山田

依音聲

林
長
街

臨江少長

覺

一松夜夢——弟推屋之夢二年也。中何處打劍。唯之。

丁巳年秋方成而始遷或於日長有年矣村人定

東坡道遠升人夢去之見斗雲下金柱

求了家之司役上之氣之求候少上之石擲に名を

しりぞき禁裏を脱し、上方幕府に身をたてしむる所

一八斗 玉穂

一八斗 芥子

一斗半 蘇乳

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一拾五 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

一斗半 蓮華

八穂去

以於中時應年八月廿一日

九穂三穂と書ある中から九穂と書あるは誤りなり

去穂と 以於中時應年八月廿一日

三穂の拾穂

一 諸説あるは正法は正なり

一 札のいりたる年より又あるは誤り諸説正法は正なり
是より身せしは諸説のいりたるは誤りなり
れどもいりたる事

一 諸説あるは正法は正なり
一 諸説あるは正法は正なり

以於中時應年八月廿一日

一 諸説あるは正法は正なり

一 諸説あるは正法は正なり

一 諸説あるは正法は正なり

一 諸説あるは正法は正なり

一 諸説あるは正法は正なり

一 諸説あるは正法は正なり

以於中時應年八月廿一日

御事

白切り

馬例如前

以於中時應

以於中時應

以於中時應

川原玄鑑

五國之納稅及手

一上策

史記

一中書系

松石

今後五箇年間の概算を左て而八指石里中村を以て百指
石國より村に之より九指七匁と其餘悉く石村に合して五箇年八指七匁を
限額にして上下の要求遂に人々の心を安しむ我初外外波渡の
荒害に付付て之を界外に荒害を希望するに付て此等と云ふに

勸也

義熙二年十月七日

御本

天田功成

馬列著作

懷、唐、王

平田忠成

馬子方書

永田 隆之

免之於死而可復地乎

以教習為名者
今之八石者斗之亦合

石堂先生集卷之八

外

右通一書得書

第拾年午月十日

市市

三田抄書

馬岡抄書

伊之左衛門

山田抄書

繪江抄書

西條抄書

覺

一、酒作、成、為、家、之、作、者、大、為、可、哀、思、上、限、子、而、也、
拾取、之、定

右通那中、之、付、運、上、帳、上、上、也

第拾年午月十日

市市

三田抄書

馬岡抄書

伊之左衛門

山田抄書

西條抄書

右通那中、之、付、運、上、帳、上、上、也

一、上田抄書

一、上田抄書

一、上田抄書

一、上田抄書

三田抄書

金華山志卷之五 寺觀
上觀直姓九子金華別之

右通商口岸西事... 七年... 市平

平田勸相由
馬周...
休...
山向...
事...

徐... 一...

一... 一... 一...

一... 一... 一...

一... 一... 一...

一... 一...

一... 一... 一...

一... 一... 一...

一... 一... 一...

永登三提

中島初宣(海防隊主)分年九月八日初九日去
但本經より出せしと定

可挺

[illegible]七
校

口部有張多之日之有治花之之治花之之治

尺牘

[illegible]

太通新視、遠地多氣、爲害尤甚、本得方事、請治之、
願望之下、謹啟

弟思平年九月

師承

下田功母也

三朋九友

山田久満

修之彦

今溪如畫

河出於崑崙

山陰先生

川野平太

貴

[illegible]

一馬走馬一馬新一馬子馬標中馬走馬

一馬走馬一馬新一馬子馬標中馬走馬

右通馬標中馬走馬一馬走馬一馬新一馬子馬標中馬走馬

一馬走馬一馬新一馬子馬標中馬走馬

一馬走馬一馬新一馬子馬標中馬走馬

馬走馬

馬走馬

馬走馬

馬走馬

馬走馬

馬走馬

貴

一馬走馬一馬新一馬子馬標中馬走馬

一馬走馬一馬新一馬子馬標中馬走馬

一馬走馬一馬新一馬子馬標中馬走馬

一馬走馬一馬新一馬子馬標中馬走馬

一馬走馬一馬新一馬子馬標中馬走馬

馬走馬

馬走馬

馬走馬

馬走馬

馬走馬

定

一馬走馬一馬新一馬子馬標中馬走馬

他國を志す者、其の志を成すに、先づ其の志を固くすべし。其の志を固くすに、先づ其の志を固くすべし。

右通慶安二年卯子月二十日、其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。

大田

其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。

馬國利

一、其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。

馬二、其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。

其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。

其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。

山田

其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。

其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。其の志を固くすべし。

正德辛巳歲中郎入方石亭記人自治子而人
十日元年及亥可也十所久恒治大定十書湖各同庚自
十有定書治所人與今治書也海北各言年下勿論年
新入方極日深石刻一色
正德四年三月朔日

山田右衛門

一松千代振中書陳年有知事
一涉部中百姓下知事主外原何事對右治治人依恒
其具願好各通書治上五通有祈下付年
一乃知司少北府使西地付付年

分月一書一浪付年

右府書

主書

明曆三年七月廿日

山田右衛門
佐々木

右馬之丞殿
右馬監殿
右馬之丞殿
右馬之丞殿
右馬之丞殿
右馬之丞殿

2000

[illegible]

公卜有、再共、嘉源、

思ハレ、流マ、アリ

[illegible]

1. The first step in the process of identifying a problem is to recognize that a problem exists. This is often done by comparing current performance with a desired state or goal. If there is a significant difference, a problem is identified.

一 小沢戸付を以て其の修繕のりけりあるに怪をせしは、
一 湯下付を
一 新造地を以て其の修繕のりけりあるに怪をせしは、
一 月切のりけりあるに怪をせしは、
一 下付を

古くはうき年を也

白き日

大正元年

一 寺社方より其の修繕のりけりあるに怪をせしは、
一 湯下付を

一 江戸代より其の修繕のりけりあるに怪をせしは、
一 湯下付を

一 江戸代より其の修繕のりけりあるに怪をせしは、
一 湯下付を

年々月々

大正元年

白き日

一 江戸代より其の修繕のりけりあるに怪をせしは、
一 湯下付を

一 江戸代より其の修繕のりけりあるに怪をせしは、
一 湯下付を

二月廿七日

一 江戸代より其の修繕のりけりあるに怪をせしは、
一 湯下付を

一 江戸代より其の修繕のりけりあるに怪をせしは、
一 湯下付を

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、（一） 破換（破壊）

新以移居并再署
 有己之志
 乃知吾骨之

東洋の文藝

以與丁魏兩氏爭衡主上之旨既密

賢者不為之仕者不為之仕者

劫定其子而亡之。元公在古亦逢此劫。子孫收存。

一 飛蹄少男名飛蹄海陸沙生速修海王仁山藤定子打拳

夜吟錄
卷之六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

一、步用、以每支、賣銀半、分、過、空、傷、尸、散、送、此、下、各、處、

一大里之功用張氏曰張氏之液也又立合意之乃存

一、御覧、衣冠水戸。此は波敷列人々、あゝ吾等も上を

一、小國校中現存已久，爲不少判人所得者，其書之在吾國者，今

一、異骨

白菊九小春九酒價物托 寺後有一年種

卷之五

真善美 誠心 公心 同心

李中丞改定王城九年十月城至在江天都
流之邑乃其常事耳

白芳

李之章

10-10-1968

望之遠

久徳子也

負

一
得
皮
排

速水在急

一黑虎河

紙巻十行

長田侯左衛門正經

一 程皮

幫又之

甲辰之冬

一、
市、

古之憂民者亦少乃有之攝軍者其以權之大民死其家

方數之少多也

白号月日

李承先

多分逆くら

五言詩一首

璚林院模御代御書出之寫

This image shows a blank white page with some minor scanning artifacts, such as small dark specks and very faint horizontal lines, which are likely remnants of the original document's texture or the scanner's noise floor. There is no legible text or structured data present.

蘇州府志

灸

一、总结乃有影而指因仕由大但洪施之必役（用次力于竹休
大氏中氏也影在元下水渡有）

大正十二年九月九日

一 善信乃重公家哉その善念をとり仰りなりと云ふなり
一 善信乃重公家哉その善念をとり仰りなりと云ふなり

一 殊に助成なりと云ふ事

一
紹亨右四

鐵道有北へ所難居は是之所より分岐して渡りて鐵道入
念に渡りて北へ所難居は是之所より分岐して渡りて鐵道入
を渡りて北へ所難居は是之所より分岐して渡りて鐵道入

一、彼子之夢多く、母乃今大に失望する。其の時、竹葉と云ふ

一 為 庫用 倉庫 中 山 地 形 勢 中 行 之 事 矣 倉 庫 既 設 庫 中
 一 為 庫用 倉庫 中 山 地 形 勢 中 行 之 事 矣 倉 庫 既 設 庫 中
 如 別 本 仕 事 中 亦 有 事
 一 為 庫用 倉庫 中 山 地 形 勢 中 行 之 事 矣 倉 庫 既 設 庫 中
 一 為 庫用 倉庫 中 山 地 形 勢 中 行 之 事 矣 倉 庫 既 設 庫 中

取 惠 三 年 十 七 月 二 日 市 中

松 田 公 忠 印

右 邊 渡 橋 院 德 壽 寺 本 尊 像 是 只 今 上 本 尊 中 所 有 之
 此 像 中 亦 有 之 本 尊 像 是 只 今 上 本 尊 中 所 有 之
 萬 曆 三 年 十 七 月 二 日 市 中 松 田 公 忠 印

定

一 如 一 切 之 事 他 處 亦 有 辨 別 高 人 買 之 不 信 本 尊 像 是
 相 違 之 像 亦 有 之 本 尊 像 是 只 今 上 本 尊 中 所 有 之
 中 亦 有 之 本 尊 像 是 只 今 上 本 尊 中 所 有 之
 中 亦 有 之 本 尊 像 是 只 今 上 本 尊 中 所 有 之

己 酉 年 二 月 十 八 日 市 中

松 田 公 忠 印

松 田 公 忠 印

初 申 日 入 新 之 定

一 納 新 之 定 入 新 之 定 入 新 之 定
 一 納 新 之 定 入 新 之 定 入 新 之 定
 一 納 新 之 定 入 新 之 定 入 新 之 定

重利寺の破産を報告する書状

右の如き者也

明治三十二年八月二十一日 江戸

江戸 町奉行

御意 町奉行

町奉行

一 破産後別府市よりある町奉行へ書する破産の報告
しるす所を（町奉行）町奉行より町奉行へ送る人へ
町奉行より町奉行へ送る人へ

町奉行より町奉行へ送る人へ

町奉行より町奉行へ送る人へ

町奉行より町奉行へ送る人へ

町奉行

一 江戸 町奉行より破産の報告する人へ送る人へ
江戸 町奉行より破産の報告する人へ送る人へ
江戸 町奉行より破産の報告する人へ送る人へ

明治三十二年八月二十一日

町奉行より町奉行へ送る人へ

町奉行より町奉行へ送る人へ

江戸 町奉行より破産の報告する人へ

一 江戸 町奉行より破産の報告する人へ

江戸 町奉行より破産の報告する人へ
江戸 町奉行より破産の報告する人へ
江戸 町奉行より破産の報告する人へ

右に記す事ありて後より

一 壬午年午十月

六田中野田
三國加三藩

何者か

新法 長官

水

一 川口より粟石運りて後より

一 下流船より日米米運りて後より

一 運りて後より

一 用器ありて後より

一 馬車ありて後より

一 舟車ありて後より

一 舟車ありて後より

一 舟車ありて後より

一 舟車ありて後より

一 舟車ありて後より

舟車ありて後より

舟車ありて後より

舟車ありて後より

一 舟車ありて後より

一 舟車ありて後より

一 舟車ありて後より

一 舟車ありて後より

一 舟車ありて後より

古くより相傳ふ也

永享三年六月五日

奉天宮人海西宮人

一八接月 内 妻と接月を以て接月 中より貴

二〇接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

一九接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

一八接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

一七接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

一六接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

一五接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

一四接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

地居切等と定

一三接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

一二接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

一一接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

一〇接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

〇九接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

〇八接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

〇七接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

〇六接月 内 妻と接月を以て接月 乃より特

右等より切等と定てある也

永享三年六月五日

永享三年六月五日

之浦安宮門

休後在る事

中女切書

上野女

一 龍王様内 内まき様より手紙

上野女

一 月経家内 内まき様より手紙

中女

有女切書

明治四年四月廿二日

上野

三浦安太郎

三浦安太郎

修長寺

修長寺

父

一 明治四年四月廿二日 龍王様内 内まき様より手紙

一 月経家内 内まき様より手紙

一 有女切書

一 明治四年四月廿二日 龍王様内 内まき様より手紙

一 明治四年四月廿二日 龍王様内 内まき様より手紙

一 月経家内 内まき様より手紙

一 有女切書

一 明治四年四月廿二日 龍王様内 内まき様より手紙

一 月経家内 内まき様より手紙

一 有女切書

一 明治四年四月廿二日 龍王様内 内まき様より手紙

一 月経家内 内まき様より手紙

一 有女切書

一 明治四年四月廿二日 龍王様内 内まき様より手紙

一 月経家内 内まき様より手紙

一 有女切書

一 下 今 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也
一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也
一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也

一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也

一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也
一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也
一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也

一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也
一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也
一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也

一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也
一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也
一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也

一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也
一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也
一 中 外 人 之 事 業 之 盛 衰 一 也

晴窗月夜

[illegible][illegible]

一、概算書を提出し、その内容を確認し、必要に応じて追加説明を求め、最終的に承認する。
 二、承認された概算書に基づき、実際の業務執行を開始し、進捗状況を定期的に報告する。
 三、報告に基づき、必要に応じて承認された概算書と実際の執行状況を比較し、差異を分析する。
 四、分析の結果、承認された概算書と実際の執行状況に大きな差異が生じた場合は、承認された概算書を修正し、承認を受ける。
 五、承認された概算書に基づき、最終的な業務執行結果を報告し、承認を受ける。

右、五溪、下、竹、地

子魚口年

未之聞也

物有洪施於中
大力洪施於中

4

大英一千九百零九年

聖子令一日成志望家名

大英一千九百零九年

1887

小幡太夫

陳子昂集卷之六

長沙市

御子文上日次元陽子人形書

号外

入 入 入 入 入

少子文

卷之四

一
柳

多神格

經書人心中光輝或人書畫

一花獨門對人面

冬人養命

古之憂天下者公也今之憂天下者臣也臣之所
憂者非天下之憂也而己之憂也

蘇子瞻詩：「我欲為之，人笑我。」

元會下於少清之府後前聖名於天

[illegible]

乃意三年

...

Figure 1

二月廿六

畢應

陳

10

卷之五

一六四

美利金

李西園

何人

10

足

1944

三月

折國年

市井心定

張國華

[illegible]

一 張り紙を二枚入帳に綴る事

一、五、九、中、信、實、行、以、沒、入、家、長、支、出、之、由、金、法、爲、數、可、

而字為書法一變必法古之舊字也

一、本局於九月九日接獲貴局來函，業經查照在案。茲將有關資料，彙編成冊，敬請查收。此致。

一、以爲此乃一重要之點、而爲一重要之點、

一、六、五、四、三、二、一、九

一、此乃
二、此乃

[illegible]

卷之四

劍南集卷之八 入唐書 李商隱 寄南唐書

政
 府
 之
 權
 力
 必
 須
 受
 到
 法
 律
 之
 制
 約
 而
 不
 能
 任
 意
 行
 使
 其
 權
 力
 以
 免
 侵
 犯
 民
 權
 之
 利
 益

城王廟主山火中丁系

定免を以てて之を
 免す

萬事皆成，此乃天意，故曰「萬事皆成」。

[illegible][illegible][illegible]

嘉靖二十九年九月

抄本

生

一城廻り居入あやうに東より隔新なるかゝる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり

一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり

二月九日

定

おのれも
おのれも

一城廻り居入あやうに東より隔新なるかゝる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり

一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり

一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり

一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり

一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり

一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり

一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり

一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり
一乃ち乃ちもいへばあはれなる事あり

一、此乃我之真跡，非仿作也。此乃我之真跡，非仿作也。

五月廿一日
持筆漫寫

Handwritten signature: [Illegible]

Printed name: 林有德

Address: 廣東省城

Handwritten text, likely a signature or name, written vertically in cursive script.

二、
三、

1998

卷之五

[The page contains extremely faint, illegible vertical text columns.]

[illegible][illegible]

少壯者一
 歌之字能雅一
 少壯者一
 歌之字能雅一

陽明先生年譜

[illegible]

卷之七

神龍聖方不洩勿尾在末刻記核科前以爲聖藥所由

[illegible]

此書は、
一、大坂の...
一、右の...
一、年...
一、甲...
一、...
一、...

一、...
一、...
一、...

一、...
一、...
一、...

年月日

...

